

名古屋市公共事業評価監視委員懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、国土交通省が定める「社会資本整備総合交付金交付要綱」の対象となる評価対象事業等（以下「市実施公共事業」という。）について、評価の透明性、客観性及び公正さを確保するため開催される名古屋市公共事業評価監視委員懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 懇談会の委員は、公正な立場から評価できる学識経験者から選任する。
2 委員の任期は、選任の日から当該選任の日に属する年度の末日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員は、次の各号に掲げる事務を行う。
(1) 市実施公共事業の中間評価及び事後評価に関して提言すること。
(2) 国土交通省により評価の実施が義務づけられている前号以外の事業評価に関して提言すること。

(座長)

第4条 懇談会の座長は、委員の互選により決定する。
2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(謝金)

第5条 委員に対して支給する謝金は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第2に準じて、別に定める。

(懇談会の公開)

第6条 原則として公開とし、議事は公表とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(懇談会の庶務)

第7条 懇談会に係る庶務は、緑政土木局企画経理課及び住宅都市局企画経理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、適宜、緑政土木局企画経理課及び住宅都市局企画経理課が確認の上定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。